

# 第41回原子力船「むつ」安全監視委員会

日時：平成30年7月30日(月)

14:00～15:00

場所：アスパム 5階 白鳥

## 次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1)平成29年度の放射能監視結果について

(2)その他

4. 閉会

## 配付資料

資料1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能監視結果(平成29年4月～平成30年3月 青森県・むつ市実施分)

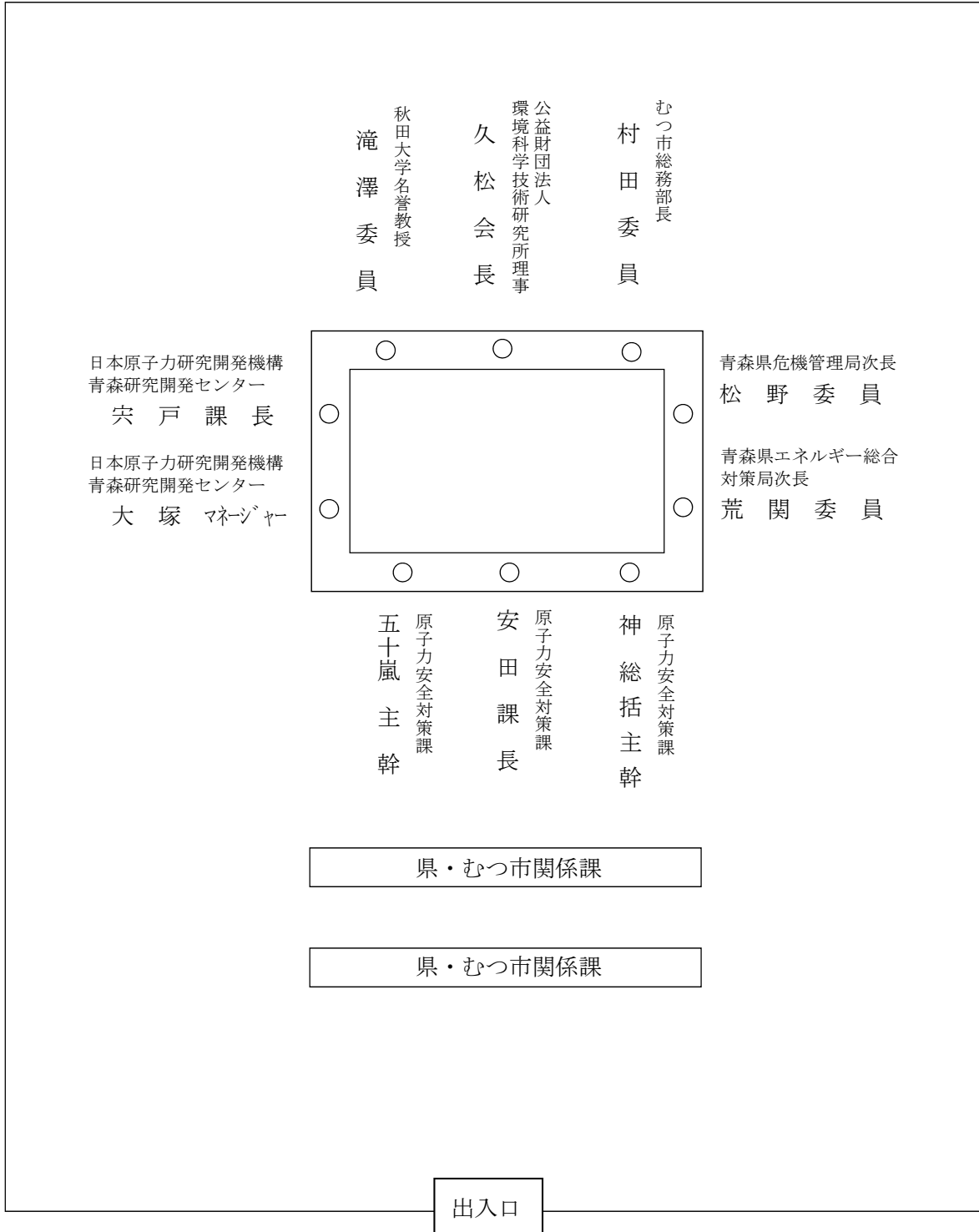
資料2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能監視結果(平成29年4月～平成30年3月 事業者実施分)

資料3 青森研究開発センターの附帯陸上施設等の現状と今後の予定

第4 1回原子力船「むつ」安全監視委員会 席図

平成30年7月30日(月)

アスパム 5階 白鳥



第41回原子力船「むつ」安全監視委員会 出席者名簿

1. 原子力船「むつ」安全監視委員会委員

委員名	役職	備考
久松俊一	公益財団法人環境科学技術研究所 理事	会長
滝澤行雄	秋田大学名誉教授・国立水俣病総合研究センター顧問	
松野安弘	青森県危機管理局 次長	
荒関浩巳	青森県エネルギー総合対策局 次長	
村田尚	むつ市総務部 部長	
柴田直光	青森県漁業協同組合連合会 指導部 次長	欠席

2. 事業者

氏名	職名
宍戸宣仁	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 保安管理課 課長
大塚義和	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 保安管理課 マネージャー

3. 事務局

氏名	職名
安田浩	青森県危機管理局 原子力安全対策課 課長
神正志	〃 総括主幹
五十嵐健	〃 主幹
鋤柄光二	〃 主幹
澤田譲	青森県原子力センター 安全監視課 課長
松倉祐介	〃 技師

## 原子力船「むつ」安全監視委員会の設置及び運営に関する要綱

### (目的及び設置)

第1条 青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会（以下「青森県等」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保のため、放射能の監視等を適切かつ円滑に実施することを目的として、原子力船「むつ」安全監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 青森県等の環境放射能の測定計画、測定の実施方法、測定結果の評価等について審議すること。
- (2) 必要に応じ、青森県等が行う放射能の監視作業等に立ち会い、又は自ら放射能の監視等を行うこと。
- (3) そのほか国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保に関する必要な事項について審議すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

### (会長)

第4条 委員会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員には、次に掲げる者をもつて充てる。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 青森県が推せんする学識経験者          | 2人 |
| むつ市が推せんする学識経験者          | 1人 |
| 青森県漁業協同組合連合会が推せんする学識経験者 | 1人 |
| 青森県の職員                  | 2人 |
| むつ市の職員                  | 1人 |
| 青森県漁業協同組合連合会の職員         | 1人 |

- 2 委員の任期は、委員会の存続期間とする。
- 3 委員は、当該委員の推せん者及び会長の承認を得て、委員を辞することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、青森県危機管理局において統括し、及び処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

# 原子力船「むつ」安全監視委員会委員名簿

(平成30年 7月現在)

委員	役職名	備考
ひさまつ しゅんいち 久松 俊一	公益財団法人環境科学技術研究所 理事	会長 青森県推薦 学識経験者
たきざわ ゆき お 滝澤 行雄	秋田大学名誉教授・ 国立水俣病総合研究センター 顧問	むつ市推薦 学識経験者
まつの やすひろ 松野 安弘	青森県 危機管理局 次長	青森県職員
あらぜき ひろみ 荒関 浩巳	青森県 エネルギー総合対策局 次長	青森県職員
むら た ひさし 村田 尚	むつ市 総務部 部長	むつ市職員
しば た なおみつ 柴田 直光	青森県漁業協同組合連合会 指導部 次長	青森県漁業協 同組合連合会 職員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
青森研究開発センターに係る放射能監視結果

(平成29年4月～平成30年3月)

(青森県・むつ市実施分)

平成30年7月

青森県・むつ市

# 目 次

1. 固体廃棄物（立入調査） .....	1
2. 空間放射線 .....	2
3. 環境試料の核種分析 .....	2
別紙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター に係る放射能監視計画（青森県・むつ市実施分） .....	3

## 1. 固体廃棄物（立入調査）

青森県及びむつ市は、放射能監視計画に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターへの立入調査を実施し、固体廃棄物が適正に管理・保管されていることを確認した。

調査により確認した固体廃棄物の保管状況は、表1のとおりである。

表1 固体廃棄物の保管状況

保管場所	区 分	定 期 立 入 調 査	
		平成29年8月8日	平成30年2月19日
燃料・廃棄物 取 扱 棟	200ℓ 鋼製ドラム缶	502本	505本 <sup>※2</sup>
	200ℓ SUSドラム缶	3本	3本
	1 m <sup>3</sup> 鋼製容器	34個 <sup>※1</sup>	32個 <sup>※2</sup>
	3 m <sup>3</sup> 鋼製容器	3個	3個
	使用済樹脂収納容器	2本	2本
	その他（大型機器）	4個	4個
撤 去 物 等 保 管 棟	200ℓ 鋼製ドラム缶	148本	148本
	1 m <sup>3</sup> 鋼製容器	41個	41個
原 子 炉 室 保 管 棟	原子炉室一括撤去物	1体	1体

※1：平成28年5月16日に確認された300ℓ SUSドラム缶からの漏えいに係る予防措置の一環として、平成29年4月17日及び4月19日に、300ℓ SUSドラム缶（2本）にオーバーパックされていた200ℓ 鋼製ドラム缶（2本）を取り出し、それぞれ1 m<sup>3</sup>鋼製容器に再オーバーパックしたため、平成28年度第2回定期立入調査（29年2月14日）から300ℓ SUSドラム缶は2本減（計0本）、1 m<sup>3</sup>鋼製容器が2個増（計34個）となった。

※2：その後、1 m<sup>3</sup>鋼製容器（2個）内から200ℓ 鋼製ドラム缶（2本）を取り出し、その内容物を別の200ℓ 鋼製ドラム缶に詰め替えた。また、定期検査等の作業により生じた綿手袋等の廃棄物により、200ℓ 鋼製ドラム缶が1本発生した。その結果、前回立入調査時（29年8月8日）より200ℓ 鋼製ドラム缶は3本増え計505本となり、1 m<sup>3</sup>鋼製容器は2個減り計32個となった。



## 2. 空間放射線

放射能監視計画に基づき、浜関根他3地点において蛍光ガラス線量計（RPLD）による積算線量測定を実施した（表2参照）。

第4四半期に水川目において過去の測定値の範囲を下回ったが、積雪の影響と考えられる（別添1参照）。その他の測定値はすべて過去の測定値の範囲内であり、これまでと同じ水準であった。空間放射線の測定結果に施設からの影響は認められなかった。

表2 RPLDによる積算線量測定結果 (単位： $\mu\text{Gy}/91\text{日}$ )

地 点	平成29年度				過去の測定値の 範囲 <sup>※1</sup>
	第1四半 期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
浜関根	97	98	100	91	88～102
美 付	91	91	95	85 <sup>※2</sup>	84～96
関 根	96	98	99	87	84～99
水川目	90	93	92	81	82～97

※1：平成24～28年度の測定値。

※2：第4四半期に美付において、隣接する県及びリサイクル燃料貯蔵(株)のRPLDが誤配置されていた期間があり、通常と異なる条件で積算線量測定が実施されたことから、参考値とした(別添2参照)。

## 3. 環境試料の核種分析

放射能監視計画において、放射性液体廃棄物の放出の都度、同放出水等の核種分析を行うこととしているが、平成29年度は海中放出がなかったことから、核種分析は実施していない。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る  
放射能監視計画（青森県・むつ市実施分）

## 1. 放射能監視計画

放射能監視計画を下表に示す。監視項目等の内容は、以下のとおりである。

## ○青森県実施分

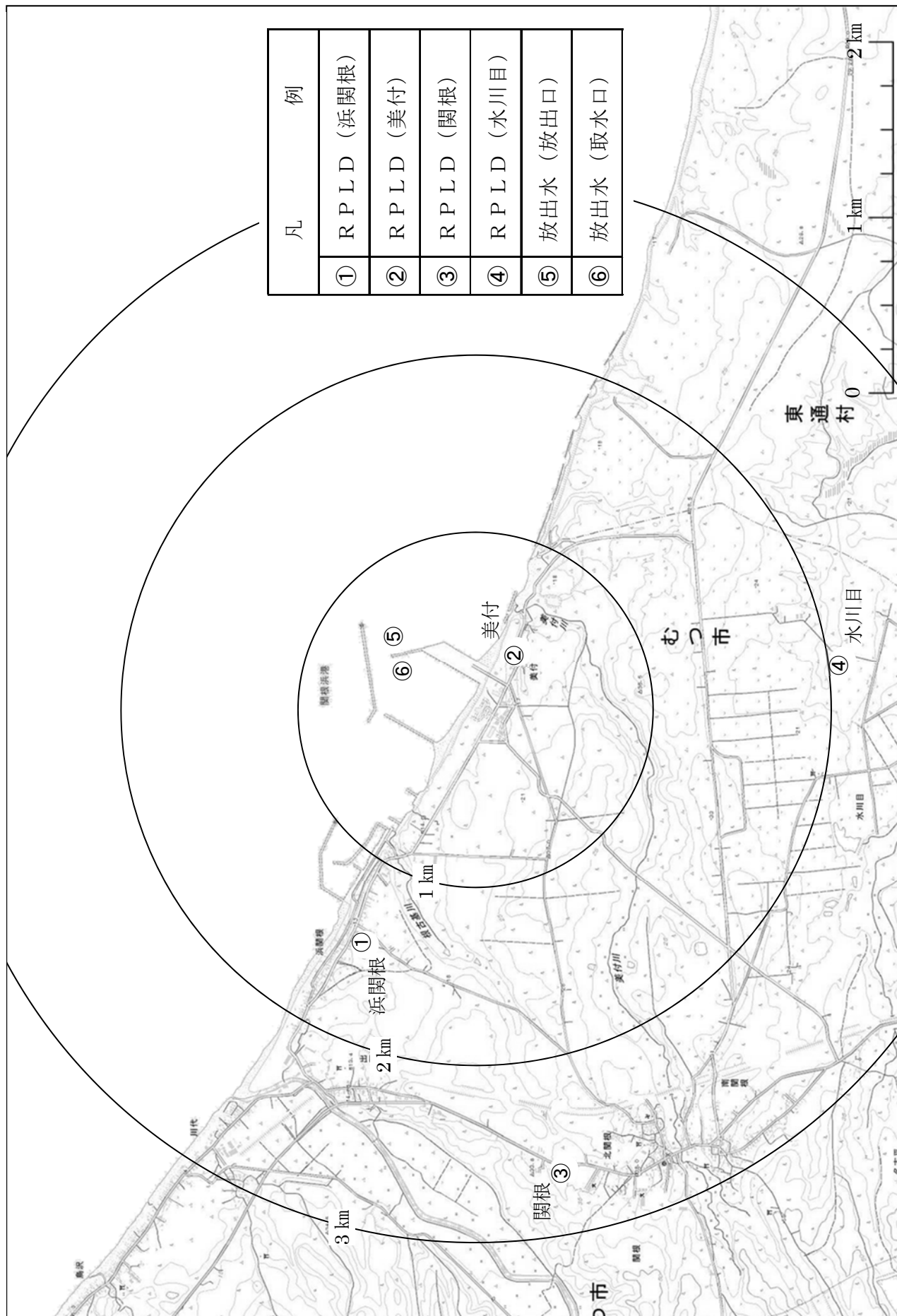
監視項目		地点	頻度	時期	備考
固体廃棄物	定期	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	年2回	8月、2月	
	その他	青森研究開発 センター	作業に応じて随時		
空間放射線	積算線量 (RPLD)	浜関根 美付 関根 水川目	年4回	四半期ごと	
環境試料の 核種分析 〔 $^{60}\text{Co}$ 〕 〔 $^{137}\text{Cs}$ 〕	放出水	放出口	放出の都度		
		取水口			

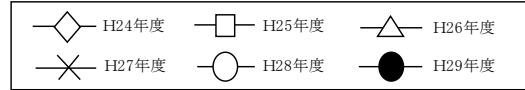
## ○むつ市実施分

監視項目		地点	頻度	時期	備考
固体廃棄物	定期	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	年2回	8月、2月	
	その他	青森研究開発 センター	作業に応じて随時		

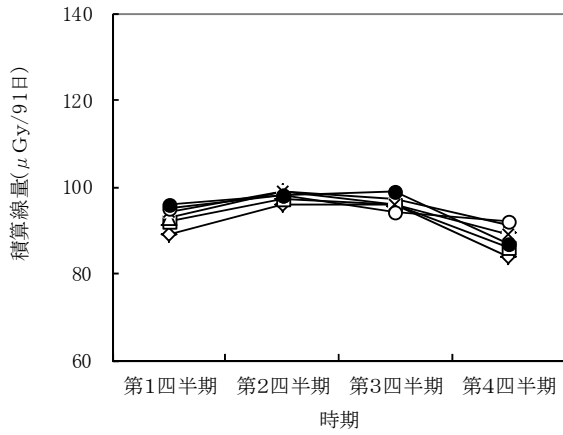
2. 環境放射線等測定地点図

(出典：国土地理院)

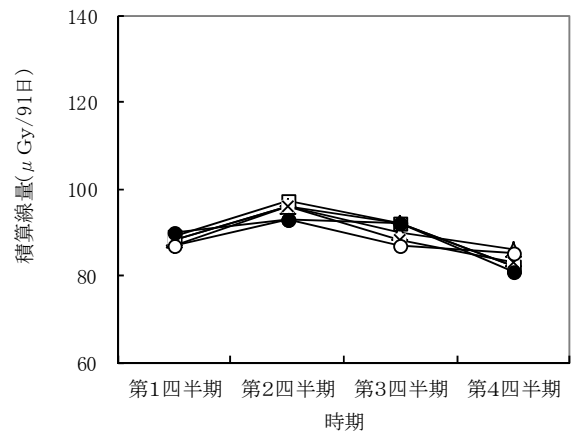




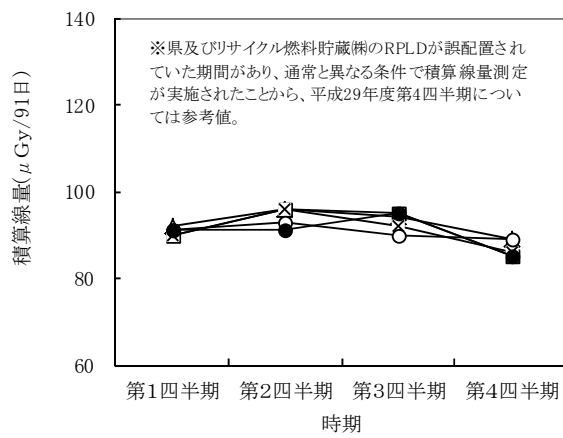
・関根



・水川目



・美付



・浜関根

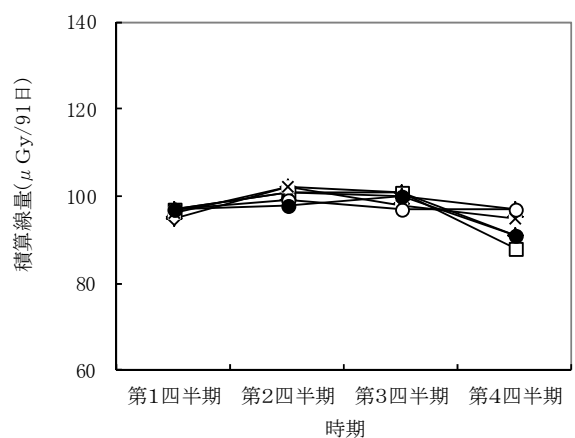


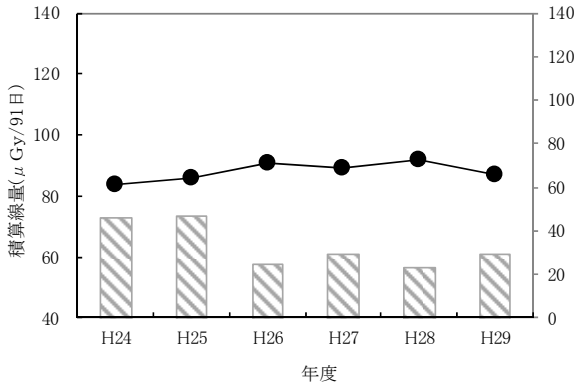


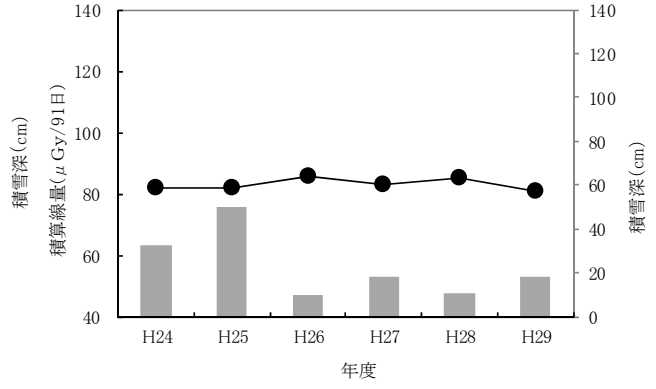
図1 平成24～29年度における積算線量測定結果の推移

 : 積雪深(測定局に設置した積雪深計による第4四半期の測定値の平均値)  
 : 積雪深(第4四半期に毎月1回、積算線量計から前後左右1m離れた場所で測定した積雪深の平均値)

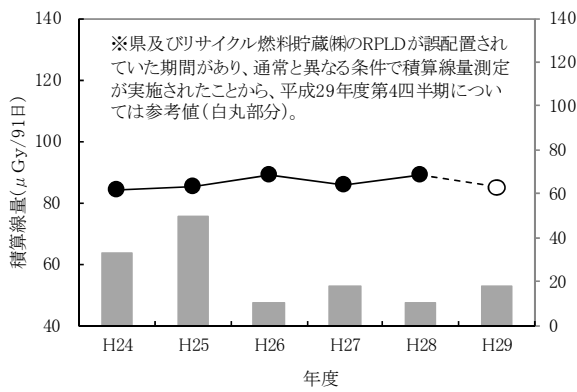
・関根



・水川目



・美付



・浜関根

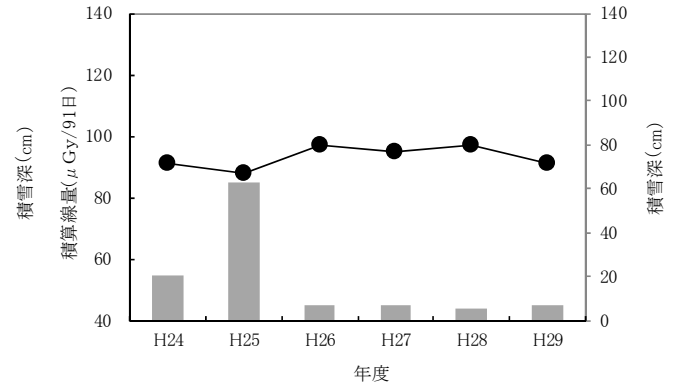


図2 平成24～29年度における積算線量測定結果と積雪深の推移(第4四半期)

付2

平成30年7月26日  
青森県原子力センター  
リサイクル燃料貯蔵株式会社

美付における積算線量測定結果(平成29年度第4四半期)について

1 はじめに

県及びリサイクル燃料貯蔵株式会社(以下、「RFS」とする。)は、美付において蛍光ガラス線量計(以下、「RPLD」とする。)を収納箱に配置し、積算線量測定を行っている。また、県のRPLDは、東通原子力発電所に係る測定地点としても位置付けられている。

美付には、約2.5 mの間隔で県及びRFSの収納箱が設置されているとともにRFSの空間放射線測定器等が設置されている。測定地点概況を図1に示す。

RFSでは、空間放射線測定器について四半期に一回、放射線源を用いて確認校正<sup>※</sup>(以下、「校正」という。)を実施しており、放射線による積算線量への影響を回避するため、作業前に、県及びRFSの収納箱からRPLDを回収し、同一の鉛遮へい容器に入れ局舎内に退避し、校正後にそれぞれの収納箱に再び配置している。

RFSが平成29年度第4四半期における空間放射線測定器の校正後、退避させていたRPLDを再びそれぞれの収納箱に配置する際に県のRPLDをRFSの収納箱に、RFSのRPLDを県の収納箱に誤配置する事象が発生した。

そのため、当該事象に係る原因と対策及び測定値の取扱いについて以下のとおり検討した。

※ 確認校正:定期的な性能維持の確認を目的とした簡易的な校正

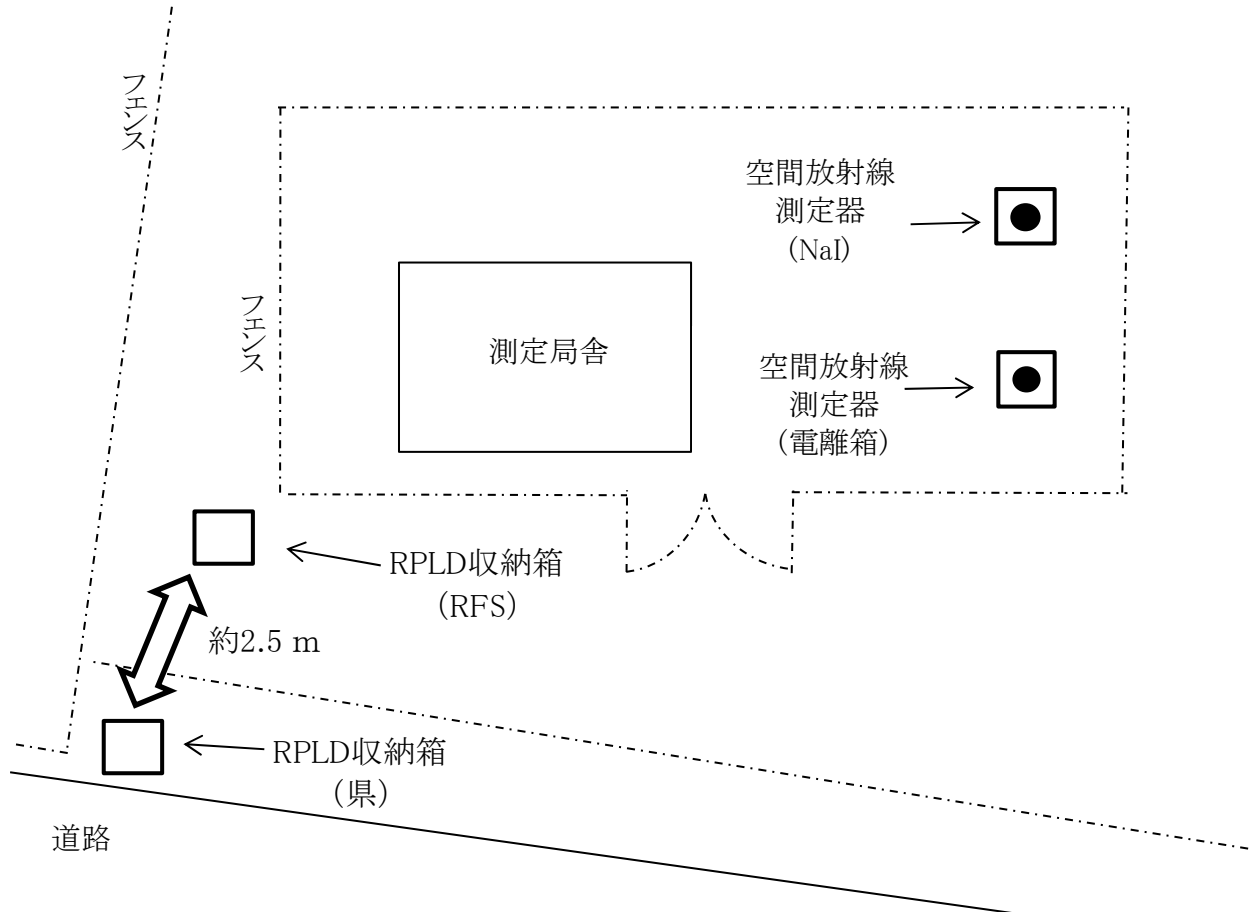


図1 測定地点概況

## 2 経緯

H29.12.27 ・県及びRFSはRPLDを各収納箱に配置(平成29年度第4四半期分)。

H30. 1.19 ・RFSによる空間放射線測定器の校正。

9:02 作業員3名が空間放射線測定器の校正前に作業確認ミーティングを実施。主に作業員の安全確保について確認。

9:53 空間放射線測定器校正の作業手順書に従い、空間放射線測定器の校正前に、県及びRFSの収納箱からRPLDを回収し、局舎内の同一の鉛遮へい容器に退避。当該作業は1名で実施。他の2名は空間放射線測定器校正の準備作業を実施。

10:30 作業員3名で放射線源を用いた空間放射線測定器の校正を実施。

15:25 空間放射線測定器の校正後、RPLDを回収した作業員1名が、局舎内の鉛遮へい容器から県及びRFSのRPLDを取出し、県及びRFSの収納箱に再配置した。(この際、誤配置になったと推定される)。他の2名は空間放射線測定器校正の片付けを実施。

16:05 校正作業を終了し、作業員3名が現場から撤収。

H30. 3.28 ・RFSが県に先立ち収納箱からRPLDを回収。その際、両者のRPLDが誤配置となっていることを発見。

・誤配置となった期間(H30.1.19～H30.3.28)は68日間。

## 3 原因と対策

### (1)発生原因

- ① 作業確認ミーティングにおいて、県及びRFSのRPLD誤配置防止に係る注意喚起を行っていなかった。
- ② 空間放射線測定器校正の作業手順書では、「線源の影響を避けるため、RPLDを局舎隣接に設置されている収納箱より、局舎内に収納してある鉛容器内へ移動し、保管する。」と記載されており、誤配置防止に係る記載がなかった。
- ③ これまで県及びRFSのRPLD回収・再配置においては、作業員が1人で行っており、客観的チェックが無かった。
- ④ 県及びRFSのRPLDを同一の鉛遮へい容器に退避したため、両者のRPLDを混同した。

### (2)今後の対策

- ① 作業確認ミーティングの際に、誤配置防止に係る注意喚起を行う。
- ② 空間放射線測定器校正の作業手順書に、誤配置防止に係る記載を追加する。
- ③ RFSにおいて、空間放射線測定器校正の作業手順書中にRPLD回収・再配置のために用いるチェックシートを新たに作成し、RPLD回収・再配置をする際は、当該チェックシートを用いて、作業員2人でのダブルチェックを徹底する。
- ④ RFSにおいて、県及びRFSの個別の回収袋を準備し、RPLDを鉛遮へい容器に退避する際は、県及びRFSのRPLDを個別に回収袋に梱包し、誤配置防止を図る。

## 4 測定値の取扱い

県及びRFSのRPLDが誤配置されていた期間があり、通常と異なる条件で積算線量測定が実施されたことから、平成29年度第4四半期の測定値を参考値として報告書に記載する。

(参考)

表1 平成29年度第4四半期における県及びRFSの積算線量測定結果( $\mu$  Gy/91日)

実施者	測定値	平常の変動幅*
県	85	84~96
RFS	85	84~98

※ 「平常の変動幅」は、平成24~28年度の測定値の「最小値~最大値」

表2 県及びRFSのRPLD収納箱近傍における空間放射線量率

測定位置	測定日	空間放射線量率	測定方法	備考
県側	H30.4.27	$20.6 \pm 0.3$ nGy/h	可搬型モニタリングポストにより地上高さ1mで、10分値を各6回測定し、その平均値を算出した。	天気:晴
RFS側	H30.4.27	$23.2 \pm 0.8$ nGy/h		



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
青森研究開発センターに係る放射能監視結果

(平成29年4月～平成30年3月)

(事業者実施分)

平成30年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
青森研究開発センター

## 目 次

1. 固体廃棄物の保管状況	1
2. 放射線管理の状況	2
3. 空間放射線	2
4. 環境試料	3
別紙1 放射性気体廃棄物の放出状況の詳細について	5
別紙2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター に係る放射能監視計画（事業者実施分）	7

## 1. 固体廃棄物の保管状況

固体廃棄物の保管状況を、表1に示す平成29年度は平成28年度と比較し、燃料・廃棄物取扱棟の200ℓ 鋼製ドラム缶が3本増加し、300ℓ SUSドラム缶が2本減少している。200ℓ 鋼製ドラム缶1本の増加については、定常の点検作業で発生した綿手袋等の雑固体廃棄物が主な内容物である。また、容器に腐食が認められたため300ℓ SUSドラム缶によりオーバーパックされた200ℓ 鋼製ドラム缶2本について、平成29年4月にオーバーパック容器を300ℓ SUSドラム缶から、一旦1m<sup>3</sup>鋼製容器とした後、9月に健全な200ℓ 鋼製ドラム缶（ポリエチレン製インナー容器入）へ内容廃棄物を詰め替えた。これにより300ℓ SUSドラム缶が2本減となり、200ℓ 鋼製ドラム缶が2本増となった。

表1 固体廃棄物の保管状況

保管場所	区 分	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	備 考
燃料・廃棄物 取 扱 棟	200ℓ 鋼製ドラム缶	502 本	505 本	
	200ℓ SUSドラム缶	3 本	3 本	
	300ℓ SUSドラム缶	2 本	0 本	
	1 m <sup>3</sup> 鋼製容器	32 個	32 個	32個の内、6個は 使用済排気フィルタ
	3 m <sup>3</sup> 鋼製容器	3 個	3 個	3個は使用済排気 フィルタ
	使用済樹脂収納容器	2 本	2 本	
	その他（大型機器）	4 個	4 個	
撤 去 物 等 保 管 棟	200ℓ 鋼製ドラム缶	148 本	148 本	
	1 m <sup>3</sup> 鋼製容器	41 個	41 個	
原子炉室保管棟	原子炉室一括撤去物	1 体	1 体	

## 2. 放射線管理の状況

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出状況を表2に示す。放射性気体廃棄物の放出量は、月毎に次の計算式で求めた各施設の放出量を、四半期毎に合算した値である。なお、放射能濃度が検出限界濃度未満の場合、放出量は「0」として算出している。

$$\text{放出量 (Bq)} = \text{放射能濃度 (Bq/cm}^3\text{)} \times \text{放出空気量 (cm}^3\text{)}$$

放射性気体廃棄物のトリチウムは、廃液貯留タンク内に残留している原子炉1次冷却水中のトリチウムに起因するものであり、排気中のトリチウム濃度は、表2に示すとおり、周辺監視区域外の空気中の濃度限度を十分下回っていた。また、その他については、いずれも検出限界濃度未満であった。なお、平成29年度は放射性液体廃棄物の放出を行わなかった。

表2 放射性気体廃棄物の放出状況 (単位：Bq)

測定項目		平成29年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
気体	トリチウム	2.3×10 <sup>5</sup> [5.4×10 <sup>-7</sup> ]	2.5×10 <sup>6</sup> [1.1×10 <sup>-6</sup> ]	2.9×10 <sup>5</sup> [6.1×10 <sup>-7</sup> ]	7.8×10 <sup>5</sup> [4.6×10 <sup>-7</sup> ]
	その他	ND	ND	ND	ND
液体	トリチウム	—	—	—	—
	トリチウムを除く核種	—	—	—	—

- 注) 1. [ ]内は、各四半期において測定した放射能濃度(Bq/cm<sup>3</sup>)の最大値。  
 2. トリチウムの周辺監視区域外の空気中濃度限度：5×10<sup>-3</sup> Bq/cm<sup>3</sup> (化学形等：水)  
 3. ND：検出限界濃度未満であったことを示す。  
 4. —：当該期間中の放出実績がなかったことを示す。  
 5. 放射性気体廃棄物の放出状況の詳細については、別紙2を参照。

## 3. 空間放射線

放射能監視計画に基づき、気象観測所他1地点において蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量測定を実施した結果を表3に示す。浜関根の第3四半期において過去の測定値の範囲(H24~H28)を上回ったが、過去の測定値の変動状況を考慮すると、環境測定における変動によるものと考えられる。気象観測所及び浜関根のその他の四半期においてはこれまでと同程度であった。

表3 蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量測定結果 (単位:  $\mu\text{Gy}/91\text{日}$ )

測定地点	平成29年度				過去の測定値の範囲 <sup>※1</sup>
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
気象観測所	102	100	105	93	89~107
浜 関 根	113	109	116	90	89~115

※1 : 平成24~28年度の測定値である。

#### 4. 環境試料

放射能監視計画に基づき、海水、海底土及びコンブについて環境試料の放射能測定を実施した結果を表4に示す。 $^{60}\text{Co}$ 、 $^{137}\text{Cs}$ の放射能は、すべて過去の測定値の範囲内であり、施設からの影響は認められなかった。

表4 放射能測定結果

調査項目	採取地点	採取年月日	単位	核種	測定結果	過去の測定値の範囲 (平成1~28年度)
海 水	排水口付近	29.5.16	Bq/l	$^{60}\text{Co}$	ND	ND
				$^{137}\text{Cs}$	$2.3 \times 10^{-3}$	ND ~ $4.4 \times 10^{-3}$
海 底 土	排水口付近	29.5.16	Bq/g 乾土	$^{60}\text{Co}$	ND	ND
				$^{137}\text{Cs}$	ND	ND ~ $5.9 \times 10^{-4}$
コ ン ブ	関根漁港沖	29.8.1	Bq/g 生	$^{60}\text{Co}$	ND	ND
				$^{137}\text{Cs}$	ND	ND ~ $1.6 \times 10^{-4}$

注) ND : 検出限界濃度未満を示す。

今年度の検出限界濃度は、

海 水(Bq/l) :  $^{60}\text{Co}$  :  $1.4 \times 10^{-3}$ 、 $^{137}\text{Cs}$  :  $1.3 \times 10^{-3}$

海底土(Bq/g乾土) :  $^{60}\text{Co}$  :  $5.8 \times 10^{-4}$ 、 $^{137}\text{Cs}$  :  $5.6 \times 10^{-4}$

コ ン ブ(Bq/g生) :  $^{60}\text{Co}$  :  $1.3 \times 10^{-4}$ 、 $^{137}\text{Cs}$  :  $9.2 \times 10^{-5}$

## 放射性気体廃棄物の放出状況の詳細について

青森研究開発センターの附帯陸上施設(燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋)から放出された放射性気体廃棄物に係る放射能濃度を別表 1、2、放出空気量を別表 3 に示す。

別表 1 青森研究開発センターの附帯陸上施設から放出されたトリチウムの放射能濃度と検出限界濃度

(単位 : Bq/cm<sup>3</sup>)

	燃料・廃棄物取扱棟		機材・排水管理棟	
	放射能濃度	検出限界濃度	放射能濃度	検出限界濃度
4月	ND	$8.7 \times 10^{-8}$	$4.1 \times 10^{-7}$	$9.6 \times 10^{-8}$
5月	ND	$1.4 \times 10^{-7}$	$4.8 \times 10^{-7}$	$1.4 \times 10^{-7}$
6月	ND	$1.6 \times 10^{-7}$	$5.4 \times 10^{-7}$	$1.6 \times 10^{-7}$
7月	ND	$2.6 \times 10^{-7}$	$6.8 \times 10^{-7}$	$2.4 \times 10^{-7}$
8月	$2.6 \times 10^{-7}$	$2.6 \times 10^{-7}$	$1.1 \times 10^{-6}$	$3.5 \times 10^{-7}$
9月	ND	$1.9 \times 10^{-7}$	$6.9 \times 10^{-7}$	$1.9 \times 10^{-7}$
10月	ND	$1.1 \times 10^{-7}$	$6.1 \times 10^{-7}$	$1.0 \times 10^{-7}$
11月	ND	$8.6 \times 10^{-8}$	$5.2 \times 10^{-7}$	$8.5 \times 10^{-8}$
12月	ND	$5.1 \times 10^{-8}$	$4.0 \times 10^{-7}$	$5.2 \times 10^{-8}$
1月	$5.2 \times 10^{-8}$	$3.7 \times 10^{-8}$	$4.6 \times 10^{-7}$	$4.7 \times 10^{-8}$
2月	$4.6 \times 10^{-8}$	$4.1 \times 10^{-8}$	$3.6 \times 10^{-7}$	$4.4 \times 10^{-8}$
3月	ND	$5.6 \times 10^{-8}$	$4.4 \times 10^{-7}$	$6.9 \times 10^{-8}$

- 注) 1. トリチウムの周辺監視区域外の空気中の濃度限度 :  $5 \times 10^{-3}$  Bq/cm<sup>3</sup> (化学形等 : 水)  
 2. ND : 検出限界濃度未満を示す。

別表2 青森研究開発センターの附帯陸上施設から放出されたその他核種の放射能濃度と検出限界濃度

(単位：Bq/cm<sup>3</sup>)

	燃料・廃棄物取扱棟		機材・排水管理棟		保管建屋	
	放射能濃度	検出限界濃度	放射能濃度	検出限界濃度	放射能濃度	検出限界濃度
4月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
5月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
6月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
7月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>
8月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>
9月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
10月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>
11月	ND	1.3×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>
12月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
1月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>
2月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.1×10 <sup>-9</sup>
3月	ND	1.4×10 <sup>-9</sup>	ND	1.5×10 <sup>-9</sup>	ND	1.2×10 <sup>-9</sup>

- 注) 1. その他核種の周辺監視区域外の空気中の濃度限度：4×10<sup>-6</sup> Bq/cm<sup>3</sup> (<sup>60</sup>Co)  
 2. ND：検出限界濃度未満を示す。

別表3 青森研究開発センターの附帯陸上施設からの放出空気量

(単位：cm<sup>3</sup>)

	燃料・廃棄物取扱棟	機材・排水管理棟	保管建屋
4月	6.0×10 <sup>12</sup>	1.2×10 <sup>11</sup>	3.6×10 <sup>11</sup>
5月	6.0×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	5.2×10 <sup>11</sup>
6月	7.0×10 <sup>12</sup>	1.8×10 <sup>11</sup>	5.4×10 <sup>11</sup>
7月	6.0×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	5.2×10 <sup>11</sup>
8月	8.5×10 <sup>12</sup>	2.4×10 <sup>11</sup>	6.1×10 <sup>11</sup>
9月	6.0×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	5.2×10 <sup>11</sup>
10月	6.5×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	6.0×10 <sup>11</sup>
11月	9.6×10 <sup>12</sup>	2.5×10 <sup>11</sup>	8.1×10 <sup>11</sup>
12月	7.0×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	4.8×10 <sup>11</sup>
1月	6.0×10 <sup>12</sup>	1.6×10 <sup>11</sup>	5.2×10 <sup>11</sup>
2月	5.6×10 <sup>12</sup>	1.8×10 <sup>11</sup>	6.1×10 <sup>11</sup>
3月	6.5×10 <sup>12</sup>	2.0×10 <sup>11</sup>	5.2×10 <sup>11</sup>

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る 放射能監視計画（事業者実施分）

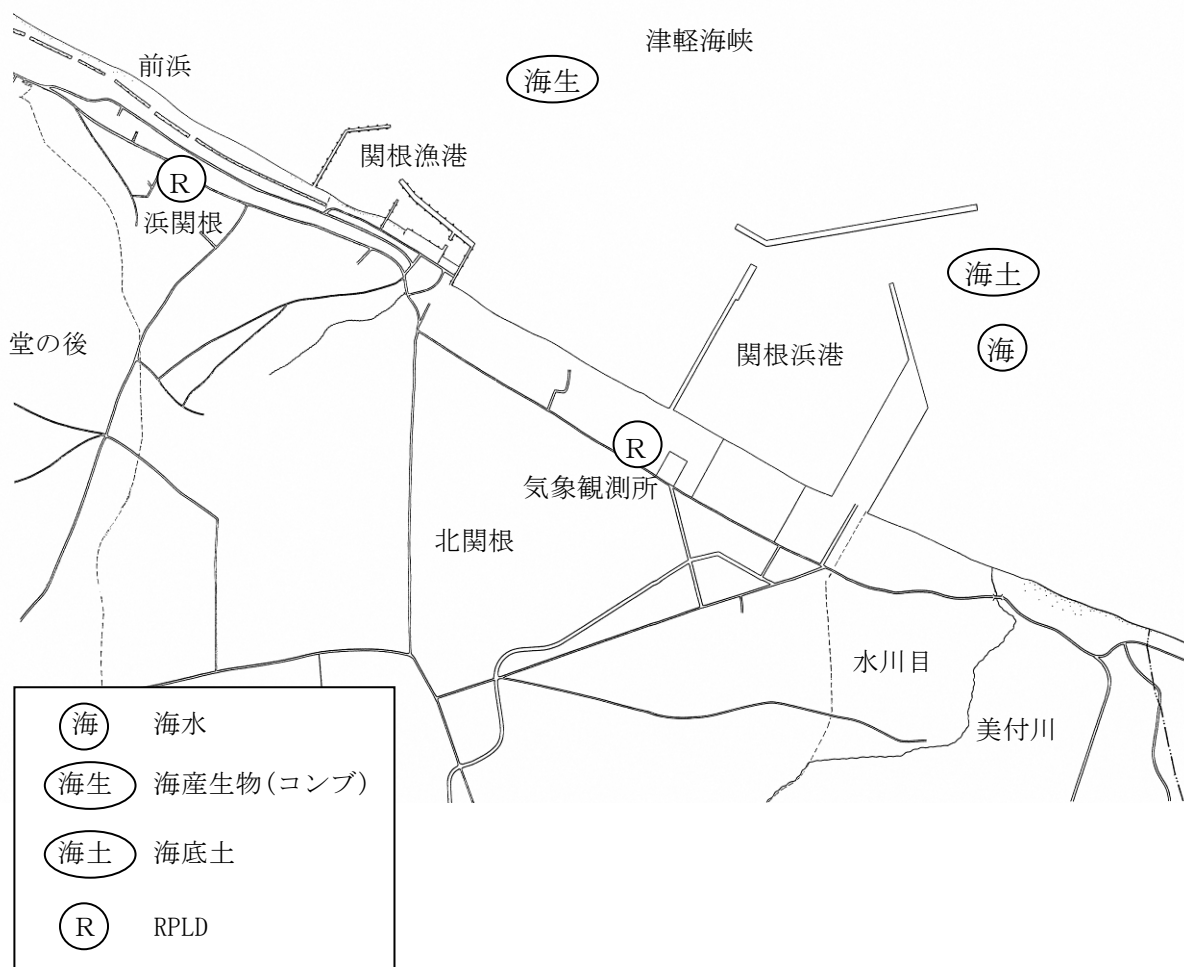
### 1. 放射能監視計画

放射能監視計画を表1に示す。監視項目等の内容は、以下のとおりである。

表1 放射能監視計画

監視項目	地点	頻度	時期	備考
積算線量 (RPLD)	気象観測所 浜 関 根	年4回	四半期毎	
海 水	排水口付近	年1回	5 月	$^{60}\text{Co}$ 、 $^{137}\text{Cs}$
海 底 土	排水口付近	年1回	5 月	
コ ン ブ	関根漁港沖	年1回	8月(収穫期)	

### 2. 環境放射線測定及び環境試料採取の地点





国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター  
 関根浜附帯陸上施設 放出トリチウム空气中濃度推移

(参考)



## 青森研究開発センターの附帯陸上施設等の現状と今後の予定

平成30年7月30日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
青森研究開発センター

### 1. 現状

原子力船「むつ」の解役や附帯陸上施設の廃止措置等に伴って生じた放射性廃棄物等は、撤去物等保管棟等に安全に保管管理されている。また、使用済燃料は、平成13年度に全数が日本原子力研究開発機構原子力科学研究所へ搬出され、燃料試験施設で平成18年度末までに再組立てが行われ、保管中である。

平成18年10月20日に認可された「原子力第1船原子炉の廃止措置計画」に従い、残存する原子炉施設の維持管理を行っている。

平成29年度においては、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書」に基づく、青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会による放射性廃棄物の保管状況に関する立入調査が行われ、施設の運転管理及び放射性廃棄物の保管管理が適切に実施されていることが確認された。

また、原子力規制庁東通原子力規制事務所による原子炉施設の保安規定遵守状況の検査が2回、保安巡視が4回実施され、違反などの指摘はなかった。

### 2. 今後の予定

撤去物等保管棟等に保管中の放射性廃棄物及び附帯陸上施設の廃止措置等によって将来発生する放射性廃棄物等の処分については、研究施設等廃棄物の処分が可能な廃棄事業者の廃棄施設において、廃棄物の受入れが可能であることを確認してから行うこととする。

なお、原子力船「むつ」の原子炉室については、むつ科学技術館において当分の間、展示物として保管管理を行う予定である。

以上